

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、公益財団法人愛媛県視覚障害者協会（以下「本協会」という）定款第17条及び第34条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（役員及び評議員の報酬）

第2条 本協会の役員及び評議員は無報酬とする。

（役員及び評議員に対する費用の支払い）

第3条 本協会の役員及び評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをする。

2 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び事務経費をいう。

3 費用の支払いは実費とする。

4 費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

（公表）

第4条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

（補則）

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。